

議案第5号

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和8年3月3日

高根沢町長 神林秀治

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

1 概要

柔軟な働き方を可能とする人事院規則の改正に準じた改正を行うほか、所要の改正をするものです。

2 改正内容

(1) 年次有給休暇の単位に「15分」を追加します。(第12条)

- ・改正前 1日又は1時間
- ・改正後 1日又は1時間若しくは15分

(2) 介護休暇の単位について、町規則で定めるところによることとし、条例から当該規定を削ります。(第15条)

(3) 項ずれ対応、文言整理を行います。(第15条の2及び第16条)

3 施行日

令和8(2026)年4月1日

高根沢町条例第 号

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年高根沢町条例第3号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条</p> <p>3 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間若しくは<u>15分</u>とする。 ただし、年次有給休暇の残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に<u>15分未満</u>の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を使用することができる。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(介護時間)</p> <p>第15条の2</p> <p>3 <u>前条第3項</u>の規定は、介護時間に準用する。</p> <p>(組合休暇)</p> <p>第16条</p> | <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条</p> <p>3 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、年次有給休暇の残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に<u>1時間未満</u>の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を使用することができる。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条</p> <p><u>3</u> <u>介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。この場合において、1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(介護時間)</p> <p>第15条の2</p> <p>3 <u>前条第4項</u>の規定は、介護時間に準用する。</p> <p>(組合休暇)</p> <p>第16条</p> |

4 第12条第3項ただし書及び第15条第3項の規定は、組合休暇に準用する。

4 第12条第3項ただし書き及び第15条第4項の規定は、組合休暇に準用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。